

VI 風景資源の保全・活用方策

1. 風景資源の考え方

飯山市の個性豊かで魅力的な風景づくりを進めるためには、地域の歴史や伝統、文化に基づいた地域のシンボルとなる資源を保全、活用する取り組みが必要になります。また、風景の骨格を形成する道路や河川、公園などの公共施設は、風景づくりを先導する重要な役割を担います。これらを風景資源として位置付けるとともに、その保全、活用を図ります。

(1) 景観計画に位置付ける風景資源

- ◆ 眺望風景（眺望点）
- ◆ 景観重要建造物（建築物や工作物）
- ◆ 景観重要樹木
- ◆ 景観重要公共施設（道路、公園等）

(2) 風景資源の指定の方法

風景資源の選定、指定については、市民からの声を踏まえ、景観協議会等と連携して保全や活用について検討し、管理等に関する事項を含め条例等で定めていくことが必要です。また、景観計画には景観審議会等の意見聴取を経て位置付けます。

2. 眺望風景の保全・活用

飯山市は、千曲川や広がりのある農地とまとまった集落、鍋倉山や高社山など山並み、変化に富んだ地形の組み合わせにより優れた眺望を楽しむ場所が多くあります。飯山らしさを感じる眺望風景の多くは、山並みと山裾斜面の緑が背景となり、その前に田園などの広がりがあります。広がりの中には、奥へのつながりを感じる千曲川や、目印や方向を感じさせる橋や集落の家並みがあり、眺望風景を構成しています。観光への活用を視野に入れた優れた眺望風景が得られる場所を選定し、眺望風景を構成している風景の骨格要素を保全します。

(1) 眺望風景（眺望点）指定の考え方

地域の風景づくりを行う上で保全、活用する価値があり、市民に親しまれている眺望点を対象に、次に示す項目に該当するものを指定します。

- ◆ 周囲の山並みや千曲川をはじめとする飯山市固有の風景を眺望できるもの。
- ◆ 道路や公園、公共的な場所から多数の市民が訪れて眺めることができるもの。

(2) 眺望風景（眺望点）の保全・活用の考え方

優れた眺望風景が得られる場所を選定し、その眺望点を重要な風景資源として指定します。必要に応じて保全や活用、管理に関する方針や、視点に映る建築物や工作物の配慮事項などを検討します。この方針等を景観計画に反映させ、視点場の整備や案内板の設置など観光事業等への活用を検討します。

(3) 眺望風景（眺望点）の候補地

上記の指定に関する考え方を踏まえ、眺望風景の候補例として下記に掲げます。

■眺望風景候補例

- 眺望風景1：国道117号道の駅



山並みと緑に囲まれた田園の広がり、シンボリックな高社山

- 眺望風景2：菜の花公園



田園の広がりとお行きを感じる千曲川の流れ



菜の花畑の広がり、豊かな水辺と目印となる大関橋

- 眺望風景3：豊田北条付近



田園の広がりや集落の家並み、背景の山並みや丘陵地の緑

- 眺望風景：その他（福島、静間バイパス、国道117号柏尾付近、泉台小学校付近）

3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用

(景観法第8条第2項第3号関係)

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木の景観資源は、次に掲げる方針に基づき指定を行います。

■景観重要建造物の指定の方針

地域の風景づくりにおいて保全、活用する価値があり、市民に親しまれている建造物を対象に、道路や公園、公共的な場所から多数の市民が見ることができ、次に示す項目に該当するものを所有者の同意を得て指定します。

- ◆ 地域の風土や歴史、文化を伝える特徴を有しているもの。
- ◆ 建造物の意匠や形態が優れ、地域のシンボリックな存在であるもの。
- ◆ まち角やアイストップに位置し地域の風景づくりを取り組む上で重要な位置にあるもの。

■景観重要樹木の指定の方針

地域の風景づくりにおいて保全、活用する価値があり、市民に親しまれている樹木を対象に、道路や公園、公共的な場所から多数の市民が見ることができ、次に示す項目に該当するものを所有者の同意を得て指定します。

- ◆ 樹木の姿（高さや形）が優れ、地域のシンボリックな存在であるもの。
- ◆ まち角やアイストップに位置し地域の風景づくりを取り組む上で重要な位置にあるもの。

(2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用の考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木は、所有者の同意等を得て景観資源として指定します。必要に応じて保全や活用、管理に関する方策を検討し景観計画に反映させます。

特に、景観重要建造物及び景観重要樹木は、次世代に継承する財産として保全していくためには所有者だけの力では難しい場合があるため、「管理協定」等を締結し協働で保全に取り組んでいくことも必要です。

(適用除外について) 文化財保護法により、景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物や景観重要樹木として指定の実益がないことから適用除外になっています。(景観法第19条第3項及び第28条第3項)

ただし、県や市が県文化保護条例や市条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することはできません。

4. 景観重要公共施設の指定・整備（景観法第8条第2項第4号関係）

（1）景観重要公共施設の指定の考え方

道路、河川や公園などの公共施設などは、風景づくりを先導する重要な役割を担っています。したがって、公共施設の整備に際しては、地域の風景資源として優先的な配慮がなされ、風景づくりの促進や創造につながる整備に努めます。風景の骨格を形成し、特に風景づくりにつながることを期待される公共施設を、景観重要公共施設として指定を検討します。

（2）景観重要公共施設の整備の考え方

飯山市の風景づくりにおいて、風景の骨格となる施設や風景づくり推進地区内の施設について、公共施設の管理者との協議により、必要に応じて景観重要公共施設として指定し、風景づくりのための施設整備に関する方針や施設占用許可基準など、地域の風景づくりに寄与する整備に関する事項を定めます。景観重要公共施設を整備する際には、この方針や基準に基づき、設計・施工を行います。

（3）景観重要公共施設の候補

上記の指定に関する考え方を踏まえ、景観重要公共施設の候補例として下記に掲げます。

■景観重要公共施設の候補例

- 飯山城周辺地域（飯山城址公園、学校等公共施設）
- 市営飯山シャンツェ
- 千曲川の橋梁